

# 知っ得! 身近なベトナム税務

## ベトナムの税務調査と対策：（第12回）

年初から連載させていただいたこのコラムも、今回で最終回となりました。今までゴルフ会員権や不動産投資などの多岐にわたるテーマを取り上げてきましたが、最後なので一番大事な税務調査を取り上げたいと思います。

税務調査の頻度は、毎年のように調査が入る会社があれば、設立以来10年以上調査が入っていない会社もあるので一概には言えませんが、罰金を過去5年までさかのぼって課することができることになっているため、4～5年に1回のペースで本格的な税務調査が入る可能性が高いです。

### 理不尽かつ厳しいのが特徴

ベトナムの税務調査を一言で表すと、理不尽かつ厳しいという表現が一番しっくりくるというのが私の正直な印象です。税務調査担当官に絶大な権限が与えられており、その担当官が、曖昧で解釈の余地が多分にあるベトナム税法を用いて調査を行います。

2014年の税務調査1件当たりの平均追徴税額はおよそ400万円です。日本は180万円なので、2倍以上になります。一概に比較はできませんが、物価の違いも考慮すると、このデータからもベトナムの税務調査の厳しさがうかがえると思います。

### 年々厳しさを増す税務調査

昔はきちんと申告納税している会社もそうでない会社も、結局税務調査を受けると同じような結果になる時代もありました。しかし、年々税法通りに徴税するようになり、その徴税の厳しさも増しております。ここ数年特に厳しくなっていますが、その背景には、税収が十分でないにもかかわらず、周辺諸国との外資誘致競争のため、税率を下げて優遇税の適用対象を広げたことも背景にあるでしょう。

罰金が5年間さかのぼって課せられるということは、現在の税務違反が5年後の税務調査で指摘される可能性があることを意味しています。将来の税務調査は現在以上に厳しいものになる可能性は非常に高いため、より保守的に税務申告をしていく必要があるといえるでしょう。

### 高額な罰金 ペースは5年に1回

罰金が高額であることもベトナムの税務調査の大きな特徴です。通常は加算税として20%が課されますが、重加算税となると最高300%が課されます。日本の重加算税は40%なので、ベトナムは非常に高額です。延滞税（利息）は年率18.5%であり、こちらも日本の14.6%より高いです。また、日本は通常1年分しか利息を取りませんが、ベトナムは税務違反時点からさかのぼって全期間に利息をかけるため、延滞税が非常に高額になります。この高額な罰金を、絶大な権限を与えられた税務調査担当官の裁量で決められることとなります。

### 正確かつ保守的に申告納税を

税務調査が来てからの対応には限界があるので、やはり普段から正確かつ保守的な申告納税をすることが一番の対策です。社内のリソースだけで行うのは難しいので、定期的に専門家のレビューをかけることも非常に有効でしょう。そして税務調査が入った時には、絶大な権限を与えられた税務調査担当官を、会社のコンプライアンスポリシーの許す範囲で“おもてなし”することが有効であることは言うまでもありません。

本コラムは今回で最後ですが、私は今後も長い間ベトナム税務に携わって参りますので、セミナーなどリアルな場面でお会いできればうれしいです。

< 著者紹介 >

實原 享之（じつはら たかゆき）

I G L O C A L 代表取締役。ベトナム在住。米国・ベトナム・カンボジア公認会計士。2009年より I G L O C A L に入社し、12年より現職。趣味ゴルフ。

#### ベトナムの追徴・罰金の種類

追徴・罰金	金額
追徴課税	正しい税額と納付済みの金額の差額
加算税（過少申告、過大還付申請）	追徴課税額の20%
重加算税（脱税、不正行為）	追徴課税額の100～300%
延滞税	0.05%/日（18.25%/年）
行政処分	最高2億ドン（約8,870米ドル、約110万円） 出所：I-GLOCAL